

直売所向け新型コロナウイルス感染症予防対策

県内でも新型コロナウイルス感染者が増加しています。現在のところ、食品（野菜や果実等を含む）を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されておらず、日頃から食中毒予防のために行っている衛生管理が実施されていれば心配する必要はないとされています。引き続き、新型コロナウイルスの感染症の拡大を防ぐため、食品取扱者の皆さまの生産、流通、調理、販売など各段階において、防止対策の徹底をお願いします。

<直売所出荷者の予防対策>

- 出荷調整など収穫物に触れる前には、手洗いや手指の消毒を行い、できる限りマスクを着用して作業を行いましょう。
- 農園に入る前や作業前の健康チェックを行い、体温測定や呼吸器症状などの自覚症状の確認をしまししょう。
- 屋内で作業する場合は、必要に応じて換気を行いましょう。

<直売所の予防対策>

- 「3つの密」を避けましょう。
 - ✓ 密閉空間にしないよう、こまめに外気の入替えを行いましょう。
 - ✓ 密集場所とならないために、来客者の距離をあけるなどの工夫をし、お互いに手の届かない距離を保ちましょう。
 - ✓ 密接場面を作らないため、来客者の入場制限や行列を作らないための工夫、列間隔の確保を行いましょう。
- 来店者がさわる可能性のあるものは、清掃時に消毒用アルコール（70%）や次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）などで店内の消毒を定期的に行いましょう。
- 従業員のこまめな手洗い、手指の消毒、マスク着用などによる咳エチケットを徹底しまししょう。
- 出荷者の作業スペースでは、出荷者にマスクの着用をお願いするとともに、多数の出荷者が同時に作業を行うことがないように調整しまししょう。



※一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等において出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はありません。

（新型コロナウイルス対策に関する農林水産省対策本部より）

峡南農務事務所 農業農村支援課
（峡南地域普及センター）生産振興担当

055-240-4131